令 和 ６ 年 （ ２ ０ ２ ４ 年 ）

２ 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

追 加 議 案 書

令和６年２月２０日

令和６年（2024年）２月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事　件　名	関係委員会	主管部課	頁
議案第５８号	那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こども政策課	1
議案第５９号	那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こども政策課	5
議案第６０号	那覇市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こども政策課	9
議案第６１号	那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例制定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こども政策課	13
議案第６２号	那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの指定管理者の指定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 文化振興課	17
報告第８号	専決処分の報告について(市道天久安里線歩道段差による自転車転倒事故)	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	19
報告第９号	専決処分の報告について(市道安謝小学校北側線カーブミラーが倒れたことによる車両損傷事故)	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	21
報告第１０号	専決処分の報告について(那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例の一部を改正する条例制定)	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 まちなみ整備課	23
報告第１１号	専決処分の報告について（令和５年度市営住宅明渡等請求訴訟提起）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	27
報告第１２号	専決処分の報告について（車両事故）	総務常任委員会	消防局 総務課	29
報告第１３号	専決処分の報告について（車両損傷事故・防球ネット）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	31
報告第１４号	専決処分の報告について（車両損傷故・防球ネット）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	33

議案第５８号

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準等を定める条例制定について

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 34 条第２項及び第 46 条第２項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条において「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条　この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び内閣府令(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)その他の法第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づく内閣府令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第3条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令に定める基準の例による。

(暴力団の排除)

第4条　特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

2　特定教育・保育施設の設置者の役員及び特定地域型保育事業者の役員並びに特定教育・保育施設の従業者及び特定地域型保育事業所の従業者は、暴力団員であってはならない。

3　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５９号

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例制定について

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 16 第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び内閣府令等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。第4条において「基準省令」という。）その他の法第34条の16第2項の規定に基づく内閣府令及び厚生労働省令をいう。第4条において同じ。）において使用する用語の例による。

（市長による勧告）

第3条　市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

（設備及び運営に関する基準）

第4条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令等に定める基準の例による。この場合において、基準省令第4条第1項中「向上させなければ」とあるのは「向上させるよう努めなければ」と、基準省令第21条第2項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならず、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」と、基準省令第43条第2号中「一・六五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

（暴力団の排除）

第5条　家庭的保育事業者等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（第3項において「暴力団」という。）又

は同条第6号の暴力団員（次項及び第3項において「暴力団員」という。）であってはならない。

2　家庭的保育事業者等の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3　家庭的保育事業者等は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積に関する経過措置）

2　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（平成27年4月1日）（以下「整備法施行日」という。）の前日までに雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第88号）第1条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条第3項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受けて設置し、又は整備した同項第1号イの対象保育施設（利用定員が20人以上のものに限る。）が整備法施行日後に法第34条の15第2項の認可を得て保育所型事業所内保育事業所となる場合の第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「、基準省令第43条第2号中「一・六五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする」とあるのは、「する」とする。

3　前項の規定は、整備法施行日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

議案第６０号

那覇市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を
定める条例制定について

那覇市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 13 条第１項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第42号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条　この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。第4条において「基準省令」という。)その他の法第13条第2項の規定に基づく主務省令をいう。第4条において同じ。)において使用する用語の例による。

(市長による勧告)

第3条　市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

(設備及び運営に関する基準)

第4条　幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第7条第6項第1号及び附則第4条第1項の表第七条第六項の項中「一・六五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「児童福祉基準」という。)第4条第1項中「向上させなければ」とあるのは「向上させるよう努めなければ」と、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉基準第14条の3第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場

合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならず、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

（暴力団の排除）

第5条　幼保連携型認定こども園の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（第3項において「暴力団」という。）であってはならない。

2　幼保連携型認定こども園の設置者の役員及び幼保連携型認定こども園の従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員（次項において「暴力団員」という。）であってはならない。

3　幼保連携型認定こども園は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６１号

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等
に関する条例制定について

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例を別紙のように制定する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第３条第１項及び第３項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等を定めるため、この案を提出する。

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成31年那覇市条例第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条及び第4条において「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等を定めるものとする。

(定義)

第2条　この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務大臣告示(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。第4条及び第5条において「基準告示」という。)その他の法第3条第2項及び第4項の規定に基づき主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準をいう。第4条において同じ。)において使用する用語の例による。

(市長による勧告)

第3条　市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

(認定の要件)

第4条　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件は、この条例に定めるもののほか、法第3条第2項各号及び第4項各号並びに主務大臣告示に定める基準の例による。この場合において、基準告示第四の九中「一・六五平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

(調理員)

第5条　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する幼保連携型認定こども園以外

の認定こども園については、基準告示第四の七ただし書に規定する方法により食事の提供を行う場合に限り、調理員を置かないことができる。

（食事）

第6条　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、子どもに食事を提供するときは、その献立を、できる限り、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。

2　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入園している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（暴力団の排除）

第7条　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（第3項において「暴力団」という。）又は同条第6号の暴力団員（次項及び第3項において「暴力団員」という。）であってはならない。

2　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者の役員及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の従業者は、暴力団員であってはならない。

3　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６２号

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの指定管理者の
指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和６年２月２０日提出

那覇市長　知念　覚

１　管理を行わせる公の施設

名　称　　那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー

所在地　　那覇市久茂地１丁目１番１号　パレットくもじ内

２　指定管理者となる団体

名　称　　パレットグループ

所在地　　那覇市久茂地１丁目１番１号

代表者　　代表団体　久茂地都市開発株式会社

代表取締役社長　我那覇　学

３　指定期間

令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで

（提案理由）

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

報告第８号

専決処分の報告について
（市道天久安里線歩道段差による自転車転倒事故）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和６年１月30日

那覇市長　知念　覚

１　事　件　名　　市道天久安里線歩道段差による自転車転倒事故

２　賠償の相手方
　及び賠償額
　相　手　方　　那覇市おもろまち在住
　賠　償　額　　8,555円

３　和解事項

(1) 那覇市は賠償の相手方に対し、責任割合を２割として上記の賠償額を支払う。

(2) 那覇市と相手方は、今後本件に関して如何なる事情が発生しても、双方とも一切異議の申立てをしないことを確認する。

報告第９号

専決処分の報告について
（市道安謝小学校北側線カーブミラーが倒れたことによる車両損傷事故）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき平成 12 年３月 24 日議会の議決により指定された、１件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和６年１月 30 日

那覇市長　知念　覚

１　事　　件　　名　　市道安謝小学校北側線カーブミラーが倒れたことによる車両損傷事故

２　賠償の相手方
及び賠償額
相　　手　　方　　那覇市安謝在住
賠　　償　　額　　269,291 円

報告第１０号

専決処分の報告について
（那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例の一部
を改正する条例制定）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和６年２月１日

那覇市長　知念　覚

件名　那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する条例(平成28年那覇市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(空家等対策計画) 第7条　市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定により空家等対策計画を定めるものとする。	(空家等対策計画) 第7条　市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項の規定により空家等対策計画を定めるものとする。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第１１号

専決処分の報告について
（令和５年度市営住宅明渡等請求訴訟提起）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和６年１月30日

那覇市長　知念　覚

１　事　件　名　　令和５年度　市営住宅明渡等請求訴訟提起

２　相　手　方

名義人　住所　　那覇市宇栄原４丁目１６番２号
宇栄原市営住宅

３　理　　由

迷惑行為（近隣住民の玄関ドアを杖でたたく行為、暴言、騒音等）

報告第１２号

専決処分の報告について
（車両事故）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年２月 20 日提出

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、１件200万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和６年２月２日

那覇市長　知念　覚

１　事　　件　　名　　車両事故

２　賠償の相手方
及び賠償額
相　　手　　方　　那覇市大道在住
賠　　償　　額　　89,529円

報告第１３号

専決処分の報告について
（車両損傷事故・防球ネット）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年２月 20 日

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき平成 12 年３月 24 日議会の議決により指定された、１件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和６年１月 30 日

那覇市長　知念　覚

１　事　　件　　名　　車両損傷事故（防球ネット）

２　賠償の相手方

及び賠償額

相　手　方　　沖縄県島尻郡南風原町在

賠　償　額　　98,449 円

報告第１４号

専決処分の報告について
（車両損傷事故・防球ネット）

地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年２月 20 日

那覇市長　知念　覚

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づき平成12年３月24日議会の議決により指定された、１件200万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和６年１月30日

那覇市長　知念　覚

１　事　　件　　名　　車両損傷事故（防球ネット）

２　賠償の相手方
　　及び賠償額

相　手　方　　沖縄県島尻郡八重瀬町在

賠　償　額　　5,346円